

契 約 書 (案)

令和8年度九州2県テレビ・ラジオCM共同制作に係る委託契約書（案）

〇〇県国民健康保険団体連合会（以下「甲」という。）を発注者、〇〇〇（以下「乙」という。）を受注者とし、令和８年度九州２県テレビ・ラジオ CM 共同制作に関し基本事項を定めるため、下記契約項目及び後記契約条項のとおり契約を締結する。

記

- | | | |
|----|-------------|---|
| 1. | 委 託 業 務 名 称 | 令和8年度九州2県テレビ・ラジオCM共同制作に係る委託業務 |
| 2. | 業 務 内 容 | CM制作 |
| 3. | 契 約 期 間 | 契約締結日から令和9年2月28日まで |
| 4. | 契 約 金 額 | 総額 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）
※ 1県当たり 円（うち消費税及び地方消費税の額 円） |
| 5. | 契 約 保 証 金 | 免除 |

上記の委託業務について、発注者甲と受注者乙とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、この契約書の各条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者（甲、乙）記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 佐賀県佐賀市呉服元町7番28号
名 称 佐賀県国民健康保険団体連合会
代 表 者 事務局長

乙	住所 名称 代表者
---	-----------------

契約条項

（総則）

第1条 絵甲及び乙は、この契約書（契約項目を含む。以下同じ。）に基づき、関係法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 乙は、契約項目記載の業務を契約期間内に完了し、成果物を甲に引き渡すものとし、甲は、その契約金額を支払うものとする。

（目的）

第2条 甲は、国民健康保険のテレビ・ラジオ CM 制作等に関する次の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託するものとする。

(1) テレビ CM（15 秒×3 タイプ）

- ・国保料（税）収納促進篇
- ・特定健診受診促進篇
- ・ジェネリック医薬品の普及促進篇

(2) ラジオ CM（20 秒×3 タイプ）

- ・国保料（税）収納促進篇
- ・特定健診受診促進篇
- ・ジェネリック医薬品の普及促進篇

(3) 広報用写真撮影（広報用写真素材 10 カット以上制作）

(4) テレビ CM 収載 DVD

(5) ラジオ CM 収載 DVD

2 前項第3号から第5号までに定める制作物は、甲、佐賀県内保険者（県、市町、国保組合）及び佐賀県保険者協議会の広報に関するものに使用することができるものとする。

（委託期間）

第3条 委託業務の委託期間は、本契約締結日から令和9年2月29日までとする。ただし、納品期限は、次のとおりとする。

(1) テレビ CM、ラジオ CM

令和9年2月26日

(2) スチール写真

令和9年2月1日

（使用期間及び使用地域等）

第4条 制作された CM、広報用写真及び DVD の使用期間並びに使用地域は、次のとおりとする。

(1) 使用期間：令和9年4月1日から令和10年3月31日までの1年間

(2) 使用地域：佐賀県内全域

（委託料）

第5条 委託業務の委託料は、当該委託業務の制作が、福岡県及び佐賀県の各国民健康保険団体連合会における2県共同制作のため、全体の委託料_____円（消費税及び地方消費税を含む。）に二分の一を乗じて得た額_____円とする。

（調査等）

第6条 甲は、委託業務の制作状況について、随時に調査し、必要な報告を求め、監査することができるとともに、業務の実施について必要な指示をすることができる。

（業務内容の変更）

第7条 甲は、この契約締結後の事情により、業務の内容の全部または一部を変更することができる。この場合において、契約金額または契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（再委託の禁止）

第8条 乙は、受託業務の全部、または一部を第三者に委託、または請け負わせてはならない。ただし、予め甲の書面による承認を受けた場合はこの限りではない。なお、甲の承認により第三者へ委託する場合は、乙は自己の責任において当該第三者に対し、この契約に定めるすべての事項を遵守させるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第9条 乙は、この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供してはならない。ただし予め甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

（制作著作権）

第10条 この契約書に基づいて制作されたCMの著作権は、甲に帰属し、乙は、甲の許可なくしてこれを使用してはならない。

（目的外使用の禁止）

第11条 乙は、委託業務において、甲が提供した個人情報、提供資料、処理システム、プログラム、その他のデータ等を、甲の承諾を得ずに委託業務以外に使用し、若しくは複写または複製してはならない。

（秘密の保持）

第12条 乙は、委託業務を行うにあたっては、その業務上知り得た事項につき、秘密を厳守し、第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約期間満了または契約解除後においても同様とする。

（事故発生時における報告事務）

第13条 乙は、委託業務の遂行にあたり、事故が発生し、または発生の恐れがあるときは、速やかに甲に報告し、その対策を協議しなければならない。

（検査及び引渡し）

第14条 乙は、業務が完了したときは、遅延なく甲に対し業務完了報告書と成果物を提出しなければならない。

2 甲は、前項による提出を受けたときは、その日から10日以内に成果物について検査し、検査の結果を乙に通知するものとする。また、この検査に合格したときをもって成果物の引渡しを完了したものとする。

（支払）

第15条 乙は、第14条第2項の検査に合格したときは、請求書により契約金額の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日の属する月の翌月末までに請求金額を支払わなければならない。

（消費税等）

第16条 この契約締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、甲は、この契約をなんら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払う。

（履行遅延の場合における損害金等）

第17条 乙の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務が完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、契約金額から、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（以下「基準率」という。）の割合で計算した額とする。

3 甲の責めに帰すべき事由により、第15条の規定による支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、基準率の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（契約不適合責任）

第18条 甲は、第14条第2項に定める検査において、成果物に関して本契約の内容に適合

しない状態（以下「契約不適合」という。）を発見した場合は、速やかにその旨を乙に通知するものとする。この場合、甲は乙に対して乙の費用負担による当該契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足分の引渡し（以下あわせて「追完」という。）または代金の減額を任意に選択して請求することができる。

- 2 前項において、甲が追完を請求した場合には、乙は甲が請求した方法と異なる方法により履行することはできない。
- 3 甲は、乙から契約不適合のある成果物を提供されたことにより損害を被った場合は、乙に対してその賠償を請求することができる。
- 4 第14条第2項に定める検査を終了した後も、検査時において容易に発見できない契約不適合で、検査終了後1年以内に発見されたものの追完、代金の減額請求及び損害賠償の請求については前三項と同様とする。

（危険負担）

第19条 成果物の引渡前に生じた滅失、毀損、盗難、その他の危険は乙が負担し、引渡後は甲がこれを負担する。

（賠償責任）

第20条 甲または乙は、この契約に定める義務を履行しないために損害が生じたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として契約相手方に支払わなければならない。

（甲の解除権）

第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じて、甲は賠償の責めを負わない。

- (1) 乙が、その責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) 乙が、正当な理由なく、この契約を履行しないときまたは頭書に定めた契約期間内または委託期間後相当の期間内にこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 乙が、契約の締結または履行にあたり不正な行為をしたとき。

- 2 前項の規定により、この契約を解除された場合において、乙は、甲に対し、甲の指定する期間内に契約金額の100分の10に相当する額を違約金として支払わなければならない。違約金の徴収は、乙に対する甲の損害賠償の請求を妨げないものとする。

（乙の解除権）

第22条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき、この契約を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(第三者に及ぼした損害)

第23条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対しての損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が甲の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

3 前二項の場合、その業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(反社会的勢力の排除)

第24条 甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロまたは政治活動標ぼうゴロその他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。

(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(5) 役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と密接に交際するなど社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 甲及び乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約する。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 甲または乙は、相手方が前二項各号のいずれかに該当した場合は、何らの催告をせず、本契約を解除することができる。

4 甲または乙が、本契約に関連して、第三者と下請または委託契約等（以下「関連契約」という。）を締結する場合において、関連契約の当事者が第1項及び第2項各号のいずれかに該当した場合、他方当事者は、関連契約を締結した当事者に対して、関連契約を解除するなど必要な措置をとるよう求めることができる。

5 甲または乙が、関連契約を締結した当事者に対して前項の措置を求めたにもかかわらず、

関連契約を締結した当事者がそれに従わなかった場合には、その相手方当事者は本契約を解除することができる。

6 第3項または前項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、解除により生じた損害を賠償しなければならない。

7 第3項または第5項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除による損害について、その相手方に対し何らの請求もすることができない。

（合意管轄裁判所）

第25条 この契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

（協議）

第26条 この契約の履行について疑義が生じた場合及びこの契約に定めのない事項については、甲乙双方で協議し、円満に解決を図るものとする。